

定 款

一般社団法人 新発田北蒲原医師会定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人新発田北蒲原医師会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を新潟県新発田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、医道の昂揚、医師の地位の向上、医学・医術の発達普及と公衆衛生の向上とを図り、社会福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の健康増進を促進する事業
- (2) 一般医療及び社会保障医療に関する調査研究事業
- (3) 医道の振作、昂揚に関する事業
- (4) 公衆衛生の啓発指導に関する事業
- (5) 医療の普及及び充実に関する事業
- (6) 医学の振興に関する事業
- (7) 医師の補習教育に関する事業
- (8) 医事衛生の調査研究に関する事業
- (9) 医業経営の改善に関する事業
- (10) 医療従事者の教育に関する事業
- (11) 准看護師養成に関する事業
- (12) その他目的達成上必要な事業

第3章 社 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 新発田市、阿賀野市、胎内市及び聖籠町内に居住する医師又は主たる医事業務に従事する医師のうち、この法人の事業に賛同する者。

(2) この法人の地域以外に居住、又は主たる業務を有しているがこの法人の地内にも従たる医事業務に従事（分院、パートタイム勤務等）している医師のうち、この法人の事業に賛同する者。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定める様式によって、この法人に届け出なければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により社員を除名しようとするときは、その社員に対し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該社員が死亡したとき

第4章 社員総会

(構成)

第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 新潟県医師会代議員及び予備代議員、新潟県医師国民健康保険組合会議員の選出、新潟県医師会理事及び新潟県医師国民健康保険組合理事の推薦
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、臨時社員総会は必要に応じて随時、開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第 15 条 会長は、社員総会の日の 2 週間前までに、社員に対して、社員総会の目的である事項、日時及び場所を通知しなければならない。

2 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 41 条第 1 項に規定する次の書類を添付しなければならない。

- (1) 社員総会参考書類
- (2) 議決権行使書面

(議長)

第 16 条 社員総会の議長及び副議長は、社員総会において社員の中から選出する。

2 議長及び副議長の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 19 条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面をこの法人に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合においては第 18 条の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権行使)

第 20 条 理事会において、社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席しない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第 18 条の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第 21 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、社員の

全員が提案された議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議長が指名した議事録署名人及び議事録作成者は、前項の議事録に署名又は署名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 16 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、2 名を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事、第16条に規定する議長、副議長及びこの法人の社員であって、日本医師会又は新潟県医師会役員である者は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(4) 社員総会の招集及び提案すべき事項の決定

(5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 裁定委員会

(構成)

第 35 条 この法人に裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、若干名の裁定委員を以て構成する。

3 裁定委員会に関し必要な事項は、細則を以て別に定める。

(裁定委員)

第 36 条 裁定委員は、社員総会において社員より選挙する。

2 裁定委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 裁定委員は、この法人の役員及び委員を兼ねることができない。

(権限)

第 37 条 裁定委員会は、社員の身分についての審議、又は紛議の調定を行う。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置きするとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 42 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第11章 事務局その他

(事務局)

第44条 この法人に事務局を置き、事務局長その他の職員の任免は会長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(支部)

第45条 この法人は、第3条に定める目的を達成するため及びこの法人と社員との連絡調整を図るため、理事会の決議を経て、支部を設置する。

2 支部の名称及び区域は、次のとおりとする。

(1) 新発田支部 新発田市、聖籠町

(2) 阿賀野支部 阿賀野市

(3) 胎内支部 胎内市

3 支部には、支部の事務を行うため、支部長1名及び規則で定めるその他の役員を置く。

4 支部長は、支部を代表し、支部の事務を統括する。

5 この定款に定めるもののほか、支部に関し必要な事項は、理事会が定める。

(委員会)

第46条 この法人に会務の運営及び事業の遂行を補佐するため理事会の決議により委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の委員は、理事会の決議に基づき、会長が委嘱する。

3 第1項の委員会の運営規程は理事会において定める。

(顧問)

第47条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議に基づき会長が委嘱する。

3 顧問は、社員総会もしくは理事会の諮問に応え、又は社員総会もしくは理事会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の

登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の会長及び副会長は、次のとおりとする。

会 長 廣神 俊彦

副会長 花野 政晴

笹川 康夫

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。